

第 12 次労働災害防止推進計画要約

1 推進計画の期間

平成 25 年度から平成 29 年度までの 5 年間

2 推進計画の数値目標

- (1) 平成 2 4 年と比較して、平成 2 9 年までに和歌山県の労働災害による死亡者の数を 1 5 % 以上減少させる
- (2) 平成 2 4 年と比較して、平成 2 9 年までに和歌山県の休業 4 日以上の労働災害による死傷者の数を 1 5 % 以上減少させる

3 推進計画の重点施策

- (1) 労働災害を減少させるための重点施策
 - ア 全産業に占める災害発生の割合が高い製造業のうち食料品製造業及び金属製品製造業、建設業、陸上貨物運送事業、農業、林業、小売業、社会福祉施設の事業場に対する業種の特性に応じた対策
 - イ 高年齢労働者の特性に応じた対策
 - ウ 交通労働災害防止対策
- (2) 健康確保のための重点施策
 - ア メンタルヘルス対策
 - イ 過重労働による健康障害防止対策
 - ウ 化学物質による健康障害防止対策
 - エ 腰痛対策
 - オ 熱中症対策
 - カ 受動喫煙防止対策
- (3) リスクアセスメントの普及促進
- (4) 専門家の活用と関係行政機関、労働災害防止団体、業界団体等との連携の強化

4 労働災害を減少させるための重点業種ごとの数値目標

平成24年と比較して平成29年までに、労働災害による休業4日以上
の死傷者数の減少目標数値は以下のとおりである。

重点業種	減少目標数値
食料品製造業	20%以上
金属製品製造業	20%以上
建設業	20%以上
陸上貨物運送事業	15%以上
農業	25%以上
林業	15%以上
小売業	20%以上
社会福祉施設	10%以上

5 健康確保のための重点施策ごとの数値目標

(1) メンタルヘルス対策の数値目標

平成29年までにメンタルヘルス対策に取り組んでいる事業場の割合
を80%以上とする。

(2) 過重労働による健康障害防止対策の数値目標

平成23年と比較して、平成29年までに週労働時間60時間以上の雇
用者の割合を30%以上減少させる。

(3) 化学物質による健康障害防止対策の数値目標

平成29年までに、GHS分類において危険有害性を有する化学物質
について、危険有害性の表示と安全データシート(SDS)の交付を行
っている化学物質製造者の割合を80%以上とする。

(4) 腰痛対策の数値目標

平成24年と比較して、平成29年までに社会福祉施設の腰痛を含む
労働災害による休業4日以上死傷者数を10%以上減少させる。

(5) 熱中症対策の数値目標

平成20年から平成24年までの5年間と比較して、平成25年から
平成29年までの5年間の職場での熱中症による休業4日以上労働災
害の死傷者の数(各期間中5年間の合計値)を20%以上減少させる。

(6) 受動喫煙防止対策の数値目標

平成29年までに職場で受動喫煙を受けている労働者の割合を15%
以下にする。